

○大野市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

令和 5 年 3 月 2 7 日

規則第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。以下「令」という。）及び大野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第 2 条 法第 7 5 条第 1 項の帳簿は、個人情報ファイル簿（様式第 1 号）によるものとする。

(個人情報開示請求書)

第 3 条 法第 7 7 条第 1 項の書面は、保有個人情報開示請求書（様式第 2 号）とする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第 4 条 法第 8 2 条の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第 3 号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（様式第 4 号）
- (3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（様式第 5 号）

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書)

第 5 条 条例第 4 条第 2 項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第 6 号）とする。

(保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書)

第 6 条 条例第 5 条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第 7 号）とする。

(事案移送通知書)

第7条 法第85条第1項の他の行政機関の長への事案の移送は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送書（様式第8号）により行うものとする。

2 同項の開示請求者への通知に係る書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書（様式第9号）とする。

（第三者保護に関する手続）

第8条 法第86条第1項の通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項適用）（様式第10号）により行うものとする。

2 同条第2項の書面は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項適用）（様式第11号）とする。

3 同条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（様式第12号）とする。

4 同条第3項の書面は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書（様式第13号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第9条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

種別	開示の実施の方法
文書・図画の電磁的記録	用紙に出力したもの、又は写しの閲覧若しくは交付
その他の電磁的記録	用紙に出力したものの交付
	専用機器（開示をうける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複製したものの交付（当該方法により開示の実施をすることができない特性を有するものを除く。）

2 文書・図画に関する電磁的記録をその他の電磁的記録媒体に複製した物の交付が容易であるときは、前項の規定にかかわらず、当該複製した物の交付とすることができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第 10 条 法第 87 条第 3 項の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第 14 号)によるものとする。

(閲覧又は視聴の制限等)

第 11 条 市長は、保有個人情報が記録されている文書の閲覧又は視聴をする者が当該文書又はその内容を汚損し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、当該文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

2 保有個人情報の開示を行う場合において、当該開示に係る保有個人情報が記録されている文書の写し等を交付するときの交付部数は当該文書 1 件につき 1 部とする。

(費用負担に係る額)

第 12 条 条例第 6 条ただし書の規定により請求者が負担する写しの作成に要する費用は、次のとおりとする。また、写しの送付に要する費用は、写しの郵送に要する実費とする。

種別	開示の実施の方法	作成に要する費用
文書又は図画	複写機により作成した写しの交付	白黒 1 枚につき 10 円 カラー 1 枚につき 20 円
	その他の方法による写しの交付	写しの作成に要する実費
電磁的記録	用紙に出力したものの交付	白黒 1 枚につき 10 円 カラー 1 枚につき 20 円
	日本産業規格 X0606 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 100 円
	同 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 100 円
その他	保有個人情報の複写について特別な対応を必要とするもの	複写に必要な実費

備考 複写機により作成した文書又は図画の写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは片面を 1 枚として、また、A3 判を超える規格の用紙を用いたときは A3 判の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

2 前項に規定する費用は、前納するものとする。

3 令第28条第4項の規則で定める方法は、納入通知書による納付とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第13条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書(様式第15号)とする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第14条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第16号)とする。

2 同条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第17号)とする。

(保有個人情報訂正決定等期限延長通知書)

第15条 法第94条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第18号)とする。

(保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書)

第16条 法第95条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第19号)とする。

(事案移送通知書等)

第17条 法第96条第1項の他の行政機関の長への事案の移送は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書(様式第20号)により行うものとする。

2 同項の訂正請求者への通知に係る書面は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書(様式第21号)とする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第18条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第22号)とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第19条 法第99条の書面は、保有個人情報利用停止請求書(様式第23号)とする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第20条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第24号)とする。

2 同条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第25号)とする。

（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書）

第 2 1 条 法第 1 0 2 条第 2 項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第 2 6 号）とする。

（保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書）

第 2 2 条 法第 1 0 3 条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第 2 7 号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第 2 3 条 法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 2 項の通知は、大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会諮問通知書（様式第 2 8 号）によるものとする。

（裁決に基づく開示に係る通知）

第 2 4 条 法第 1 0 7 条第 1 項において準用する法第 8 6 条第 3 項後段の規定による書面は、審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報開示通知書（様式第 2 9 号）とする。

（実施状況の公表）

第 2 5 条 条例第 1 0 条の規定による実施状況の公表は、大野市広報紙及び市のホームページに登載して行うものとする。

（委任）

第 2 6 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（大野市個人情報保護条例施行規則の廃止）

第 2 条 大野市個人情報保護条例施行規則（平成 1 6 年規則第 5 号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（開示請求等の手続きに関する経過措置）

第 3 条 前条の規定の施行の前に次に掲げる請求がされた場合における大野市個人情報保護条例（平成 1 5 年条例第 2 3 号。以下「旧条例」という。）に規定する個人情報の開示、訂正、利用停止については、なお従前のおりとする。

（1）旧条例第 1 4 条の開示請求

(2) 旧条例第 25 条の訂正請求

(3) 旧条例第 30 条の利用停止請求

2 この規則の施行の際、旧規則の様式に関する規定（様式第 2 号、様式第 10 号及び様式第 16 号に限る。）により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の大野市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿		
年 月 日作成 ☐ 新規 ☐ 変更		
1	ファイルの名称	
2	ファイルを取り扱う組織の名称	実施機関
		課・室名
3	ファイルの利用目的	
4	ファイル記録項目	
5	個人情報の範囲	
6	個人情報の件数	
7	要配慮個人情報の有無	☐ 無 ☐ 有
8	調製頻度	
9	個人情報の収集方法	☐ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 実施機関内 ☐ その他 ☐ 他の実施機関（ ）
10	個人情報の経常的な提供先	☐ 無 ☐ 有 ☐ 実施機関内 ☐ その他 ☐ 他の実施機関（ ）
11	個人情報の保護に関する法律第 75 条第 1 項の規定が適用される同法 第 74 条第 1 項第 9 号 ^{*1} の規定によ り請求を受理する組織の名称及び所 在地	組織の名称
		所在地
12	個人情報の保護に関する法律第 75 条第 1 項の規定が適用される同法第 74 条第 1 項第 10 号 ^{*2} の該当の有無	☐ 無 ☐ 有
13	ファイルの処理	☐ 電子計算機処理 ☐ 手作業処理
14	業務委託の有無	☐ 無 ☐ 有
15	備考	

*1 開示請求を受理する組織の名称および所在地

*2 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続

様式第 2 号（第 3 条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

大野市長 様

請求人 住所又は居所 _____
氏 名 _____
連絡先(電話番号) _____

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 7 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求する 保有個人情報 (できるだけ具体的に 記入してください。)	
開示の実施方法	☐ 閲覧、聴取又は視聴 ☐ 写しの交付 ☐ 写しの送付（郵送）
開示請求者の種別	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人（本人の委任による代理人）
本人の状況等 (代理人による開示請求の場 合のみ記入してください)	1 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード ☐ その他（ ）
※ 法定代理人確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
※ 任意代理人確認書類	☐ 委任状 ☐ その他（ ）
※ 担当課	課・室（電話番号 ）
※ 備考	

注 意 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
2 開示請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
(1) 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）
(2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等 請求の日前 30 日以内に発行されたもの）。
また、任意代理人が請求する場合には、任意代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、依頼人が作成した自筆による委任状。
3 ※の欄は、記入しないでください。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 2 条第 1 項の規定に基づき次のとおり開示することに決定したので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	担当課窓口における開示 ☐ 閲覧 ☐ 聴取又は視聴 ☐ 写しの交付
担当課窓口における開示 開示を実施することができる日時及び場所	日程： 年 月 日から 年 月 日まで （土・日曜日、祝日を除く） 時間：午前・午後 時 分 場所：
写しの交付による 開示準備日数及び 送 付 費 用	準備に要する日数： 日 写しの交付に要する費用： 円 （送付に要する費用 円及び公文書の複写費用 円の合計額）
担 当 課	課・室 （電話番号 ）
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。
備 考	

- 注意 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 代理人が請求し、開示を受ける際には、代理人に係る注意 1 の書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課へ連絡してください。

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 2 条第 1 項の規定に基づき次のとおり一部を開示することに決定したので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	担当課窓口における開示 ☐ 閲覧 ☐ 聴取又は視聴 ☐ 写しの交付
担当課窓口における開示開示を実施することができる日時及び場所	日程： 年 月 日から 年 月 日まで （土・日曜日、祝日を除く） 時間：午前・午後 時 分 場所：
写しの交付による開示準備日数及び送付費用	準備に要する日数： 日 写しの交付に要する費用： 円 （送付に要する費用 円及び公文書の複写費用 円の合計額）
開示しない部分	
開示しない理由	個人情報保護法第 7 8 条第 1 項第 号該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課	課・室（電話番号）
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

注意 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
2 代理人が請求し、開示を受ける際には、代理人に係る注意 1 の書類を係員に提示し、又は提出してください。
3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課へ連絡してください。
4 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。
5 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市長

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 1 条及び第 8 2 条第 2 項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
開示しない理由	☐ _____ _____ 法第 81 条及び第 82 条の規定により、 ☐ 存否を明らかにするだけで開示したことになるため ☐ 保有個人情報がない（不存在の）ため
※上記理由がなくなる日	年 月 日
担 当 課	課・室（電話番号 _____）
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。
備 考	

注意 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。
開示を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

様式第 6 号（第 5 条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、大野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長しましたので通知します。

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
条例第 4 条第 1 項 の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	課・室（電話番号）
備考	

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、大野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）第 5 条の規定により、請求のあった日から 4 4 日以内に保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
条例第 5 条 を適用する理由	
保有個人情報の相当 部分について開示決定 を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
今回開示する 保有個人情報	
残りの保有個人情報に ついて開示決定等を行 う期限	年 月 日まで
担 当 課	課・室（電話番号 ）
備 考	

保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等）様

大野市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求について、
個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 5 条第 1 項の規定に
より下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	ふりがな 氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人（本人の委任による代理人） 本人の氏名 本人の住所又は居所 本人の電話番号
添 付 資 料 等	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
担 当 課	課・室（電話番号 ）
備 考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
移 送 先 の 行 政 機 関 の 長 等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
担 当 課	課・室（電話番号 ）
備 考	

様式第 1 0 号（第 8 条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書
（法第 8 6 条第 1 項適用）

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

大野市長

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報
の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 7 条第 1 項の規定による開
示請求があり、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法
第 8 6 条第 1 項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見が
あるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書（様式第 1 2 号）」を提出
していただきますようお願いします。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開 示 請 求 年 月 日	年 月 日
開示請求に係る保有個 人情報に含まれている あなた（貴社 ）に 関する情報の内容	
意 見 書 の 提 出 先 （担当課）	課・室 （電話番号 ）
意見書提出の期限	年 月 日
備 考	

注意 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取
の手続きを終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書
（法第 8 6 条第 2 項適用）

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

大野市長

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 7 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 2 項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書（様式第 1 2 号）」を提出していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開 示 請 求 年 月 日	年 月 日
個人情報の保護に関する 法律第 8 6 条第 2 項 第 1 号又は第 2 号の規定 の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保個人情報 に含まれている（あなた、 貴社等）に関する情報の 内容	
意 見 書 の 提 出 先 (担当課)	課・室 (電話番号)
意 見 書 提 出 の 期 限	年 月 日
備 考	

注意 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の手続きを終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

様式第 1 2 号（第 8 条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

大野市長 様
（担 当 課）

住所又は居所 _____

氏 名 _____
ふりがな

連絡先(電話番号) _____

（内容の確認をする場合がありますので、
確実に連絡が取れる番号を記載してください）

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で照会のあったことについて、次のとおり回答します。

意 見	1 開示されても支障がない
	2 開示されると支障がある (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由
	(上記の他に意見があればお書きください。)

注意 1 意見欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 2 を○印で囲んだ場合には、(1) 支障がある部分欄及び (2) 支障がある理由欄も記載してください。

保有個人情報を開示決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

大野市長

あなた（貴社等）から 年 月 日付け「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 6 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開 示 す る こ と と し た 理 由	
開 示 決 定 を し た 日	年 月 日（ ）
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日（ ）
担 当 課	課・室（電話番号 ）
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。
備 考	

様式第 1 4 号（第 1 0 条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

大野市長 様

住所又は居所 _____

ふりがな
氏 名 _____

連絡先(電話番号) _____

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 7 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号： _____

日 付： _____ 年 月 日

2 求める開示の実施方法（ご希望の□にチェックしてください。例「■」「☑」）

☐ 担当課窓口における開示を希望

（1）開示の方法について

☐ 閲覧、聴取又は視聴

☐ 写しの交付

☐ 紙 （☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。）

☐ 光ディスク

☐ 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナーによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）

（2）担当課窓口での開示の実施を希望する日

_____ 年 月 日 午前・午後 _____

☐ 写しの送付による開示を希望

3 その他

[]

様式第 1 5 号（第 1 3 条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

大野市長 様

住所又は居所 _____
氏 名 _____
連絡先(電話番号) _____

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 1 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求する保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号 日付 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂 正 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由	(趣旨) (理由)
本 人 の 状 況 等 (代理人による開示請求の場合のみ 記入してください)	1 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード ☐ その他 ()
※ 法定代理人が請求する場合	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
※ 任意代理人が請求する場合	☐ 委任状 ☐ その他 ()
※ 担 当 課	課・室(電話番号)
※ 備 考	

注 意 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
2 訂正請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
(1)訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等
(2)本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証、旅券等）
(3)法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(2)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等 請求の日前 30 日以内に発行されたもの）。
また、任意代理人が請求する場合には、任意代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、依頼人が作成した自筆による委任状。
3 開示決定を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
4 ※の欄は、記入しないでください。
5 訂正請求は、法第 90 条第 3 項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければなりません。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正することに決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 3 条第 1 項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容等	
訂正請求の趣旨	
訂正した年月日	年 月 日
訂正決定する内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
担当課	課・室（電話番号）
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、保有個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 3 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正しないことに決定したので通知します。

訂正請求のあった保有 個人情報の内容等	
訂 正 し な い 理 由	
担 当 課	課・室 （電話番号 ）
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。
備 考	

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、
個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 4 条第 2 項の規定に
より、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
法第 9 4 条第 1 項 の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担 当 課	課・室（電話番号 ）
備 考	

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、
個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 5 条の規定により、
相当の期限内に訂正決定等を行いますので次のとおり通知します。

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
法第 9 4 条第 1 項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
法第 9 5 条の規定を 適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日まで
担 当 課	課・室（電話番号 ）
備 考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長） 様

大野市長

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	ふりがな 氏名： 住所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人（本人の委任による代理人） 本人の氏名 本人の住所又は居所 本人の電話番号
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
担当課	課・室（電話番号）
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合にはその旨）

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
移送先の行政機関の 長 等	（行政機関の長等） （連絡先） 部課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
担 当 課	課・室（電話番号 ）
備 考	

様式第 2 2 号（第 1 8 条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長） 様

大野市長

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
担 当 課	課・室 （電話番号 ）
備 考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

大野市長 様

住所又は居所 _____

ふり がな
氏 名 _____

連絡先（電話番号） _____

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 9 条の規定により、
次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求する保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示 を受けた保有個人情報	開示決定通知書等の文書番号 _____ 日付 年 月 日
利用停止請求の 趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 法第 98 条第 1 項第 1 号該当 → ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 法第 98 条第 1 項第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)
利用停止請求者の種 別	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人 (本人の委任による代理人)
本人の状況等 (代理人による開示請求の場 合のみ記入してください)	1 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード ☐ その他 ()
※ 法定代理人が請求 する場合	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
※ 任意代理人が請求 する場合	☐ 委任状 ☐ その他 ()
※ 担 当 課	課・室 (電話番号)
※ 備 考	

注 意 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
2 利用停止請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
(1) 本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証、旅券等）
(2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る（1）に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等 請求の日前 30 日以内に発行されたもの）。また、任意代理人が請求する場合には、任意代理人に係る（1）に掲げる書類のほか、依頼人が作成した自筆による委任状。
3 開示決定を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
4 ※の欄は、記入しないでください。
5 利用停止請求は、法第 98 条第 3 項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければなりません。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	（利用停止内容） （利用停止理由）
利用停止(予定)年月日	年 月 日
担 当 課	課・室 （電話番号 ）
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。
備 考	

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 1 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止しないことに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	
担 当 課	課・室（電話番号）
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。
備 考	

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 2 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長しましたので通知します。

開示請求のあった保有 個人 情 報 の 内 容	
法第 1 0 2 条第 1 項 の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 の 理 由	
担 当 課	課・室（電話番号 ）
備 考	

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 3 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求のあった保有 個 人 情 報 の 内 容	
法第 1 0 2 条第 1 項 の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
法第 1 0 3 条の規定 を 適 用 す る 理 由	
利 用 停 止 決 定 等 を す る 期 限	年 月 日まで
担 当 課	課・室（電話番号 ）
備 考	

様式第 2 8 号（第 2 3 条関係）

大野市情報公開・個人情報保護・
行政不服審査会諮問通知書

（審査請求人等） 様

大野市長

あなたからの審査請求について、次のとおり大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき通知します。

審査請求年月日	年 月 日
審査請求の対象 となった決定	年 月 日 第 号
	（決定の内容）
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
担 当 課	課・室 （電話番 ）
備 考	

様式第 2 9 号（第 2 4 条関係）

審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報開示通知書

第 号
年 月 日

様

大野市長

あなた（貴団体）に対する情報が含まれた、個人情報の開示請求に係る開示決定等について、 年 月 日付で提起のありました審査請求に対する裁決に基づき、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示決定の内容	年 月 日付 第 号
開示をすることとした理由	
開示をする日	年 月 日
担当課	課・室（電話番号 ）
備考	

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 4 条関係)

様式第 6 号 (第 5 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)

様式第 8 号 (第 7 条関係)

様式第 9 号 (第 7 条関係)

様式第 10 号 (第 8 条関係)

様式第 11 号 (第 8 条関係)

様式第 12 号 (第 8 条関係)

様式第 13 号 (第 8 条関係)

様式第 14 号 (第 10 条関係)

様式第 15 号 (第 13 条関係)

様式第 16 号 (第 14 条関係)

様式第 17 号 (第 14 条関係)

様式第 18 号 (第 15 条関係)

様式第 19 号 (第 16 条関係)

様式第 20 号 (第 17 条関係)

様式第 21 号 (第 17 条関係)

様式第 22 号 (第 18 条関係)

様式第 23 号 (第 19 条関係)

様式第 24 号 (第 20 条関係)

様式第 25 号 (第 20 条関係)

様式第 26 号 (第 21 条関係)

様式第 27 号 (第 22 条関係)

様式第 28 号 (第 23 条関係)

様式第 29 号 (第 24 条関係)